

令和6年度及び令和6年度以降の浄化槽整備事業のお知らせ

町では、清潔で快適な生活環境をすすめるとともに、川や海をきれいにするため平成23年度から浄化槽整備事業を進めています。対象住宅は、専用住宅などです。

浄化槽工事のうち、町が行う工事、申請者が行う工事は次のとおりです。

町が行うもの

- 浄化槽本体
- 町が必要と認める工事

申請者が行うもの

- 自宅内排水設備工事
- 水洗トイレ改造工事



浄化槽設置に必要なこと

- 設置する用地を町が使用するため、土地所有者と申請者の同意が得られていること
- 設置する用地に障害物がないこと
- 工事費用の負担ができること

浄化槽工事分担金

工事費により分担金の額は異なりますが、限度額が設定されております。浄化槽設置の際に人槽区分に応じて1回のみ分担金を納付していただきます。

人 槽	分担金 (限度額)	家屋延床面積
5人槽	129,100円	130㎡以下
7人槽	150,200円	130㎡を超える

浄化槽使用料

浄化槽の年間維持費は、人槽区分によって異なりますが、維持費の2/3は町が負担しますので、1/3を使用する方が使用料として納付していただきます

人 槽	月 額	
	初年度	2年目以降
5人槽	1,900円	1,700円
7人槽	2,100円	2,000円

- ※ 月額使用料は清掃回数等により変更があります
- ※ 維持費は、法定検査料、保守検査料、清掃料です
- ※ 使用料は消費税込みの金額です

申請者が設置する水洗トイレや配管工事に助成制度があります

既存の住宅でトイレの改修や排水設備など、水洗化にかかる工事は、家の構造や改修方法によって異なりますが、町では工事費の60万円を上限として2/3を補助します。

補助金の参考例

工事費	町補助金	申請者負担額
600,000円	400,000円	200,000円
800,000円	400,000円	400,000円

- ※ そのほか、融資あっせん制度があります。



浄化槽設置の申込について

令和6年度は10基分の新設を予定しています。

設置順は新築を優先し予約順となっていますので、設置を希望される方は、お早めに連絡をお願いします。定数を超えた場合は翌年度となります。

また、新築の予約は令和6年6月28日(金)までとさせていただきます。

■問い合わせ先

浄化槽の内容や申し込みなどについて詳しくは、町民課衛生係（電話47-4681）まで、問い合わせください。